

放射線業務従事者等教育訓練講習会 講師派遣のご案内

公益財団法人原子力安全技術センター

このたび、当センターでは事業所で開催する「放射線業務従事者等教育訓練講習会」等のために、当センターの講師を派遣することといたしましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

原子力安全技術センターでは、豊富な実務経験を保有する講師陣を有しており、これらの実務経験を活用した「放射線業務従事者」及び「取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者」に対する教育訓練講習会をご要望に応じ講師を派遣いたします。

特に平成30年度は、4月1日より放射線障害防止法の一部が改正施行されており、本講習会は適宜最新の情報を取り入れてカリキュラムに反映してまいります。

放射線障害防止法施行規則第21条の2では、「放射線業務従事者」及び「取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者」に対して以下のように教育及び訓練を実施することが定められています。なお、放射線障害防止法施行規則第1条により、取扱等業務は、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務と定められています。

◎放射線業務従事者に対する教育及び訓練

初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

◎取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練

取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

なお、「放射線障害予防規程」(30分)の教育訓練は、事業所毎に内容が異なることから、各事業所で実施して頂くこととなります。

開催につきましては、開催日程、開催場所、カリキュラム、定員及び開催費用等を担当者様とお打合せののち、ご指定の講習会場へお伺いします。

本講習会の開催をご検討される方、見積書を依頼される方は、下記まで電話、電子メール又はFAX等によりお問合せ下さい。折り返し、担当者よりご連絡をさせていただきます。

【お問合せ先】

〒112-8604

東京都文京区白山5丁目1番3-101号 東京富山会館ビル4階

公益財団法人原子力安全技術センター

放射線安全部 研修センター

TEL 03-3814-7100 FAX 03-3814-4617

E-mail kcenter@nustec.or.jp

以上